

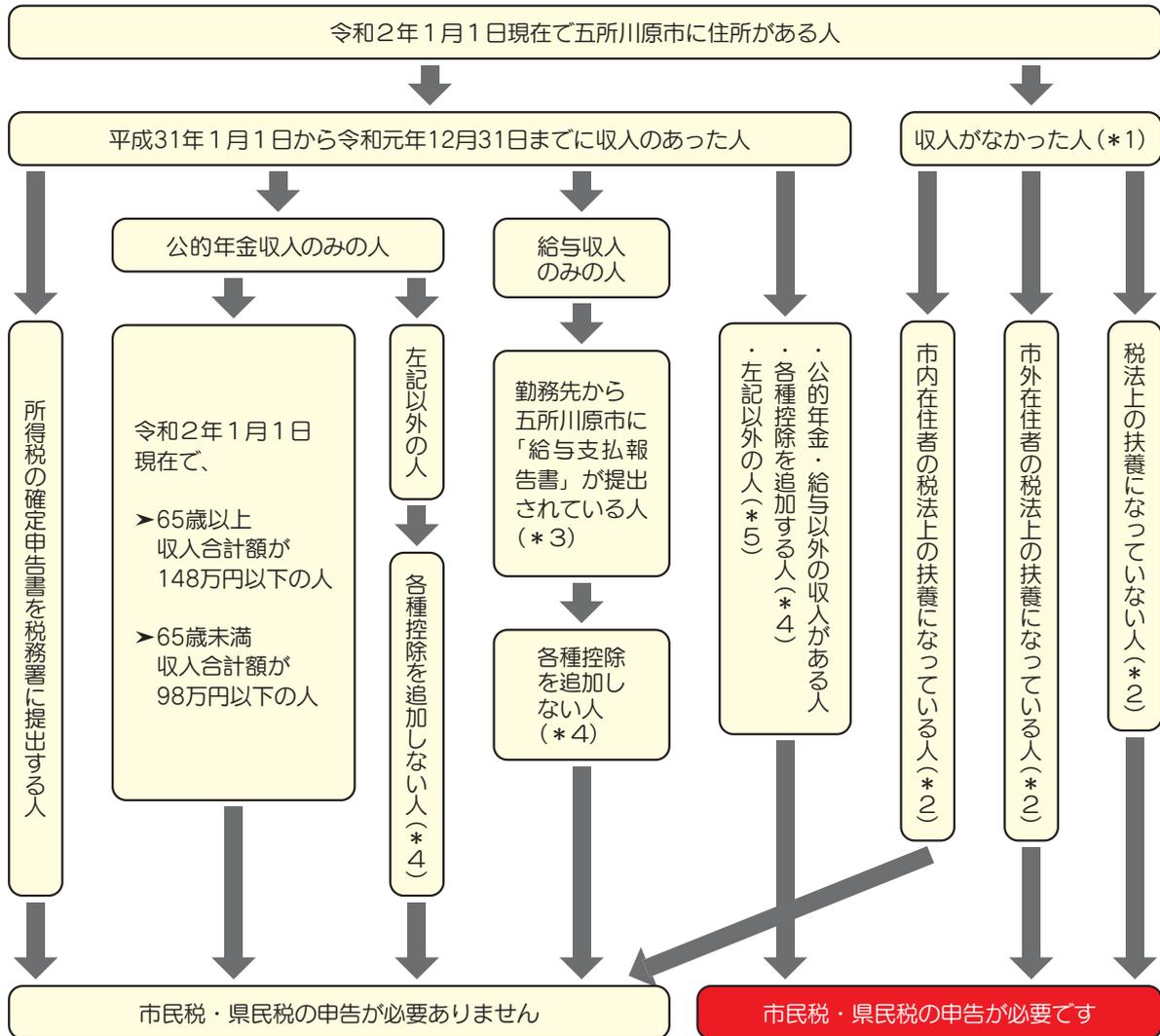
税務課より

市民税・県民税申告のお知らせ

令和2年度市民税・県民税（令和元年分の所得に関するもの）の申告を受付します。
申告が必要な方は、忘れずに手続きをしましょう。

受付期間 2月4日(火)～3月16日(月)

1. 市民税・県民税の申告が必要かどうか確認してみましょう



- *1 遺族年金、障害年金、雇用保険のみを受給していた人は、収入がなかった人に含まれます。
- *2 各種医療保険証の扶養とは異なります。
- *3 給与支払報告書が提出されているかどうかは、給与支払者へ確認してください。
- *4 各種控除には、配偶者控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、扶養控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除などがあります。
- *5 400万円以下の公的年金収入のほかに、20万円以下の年金以外の所得がある人や、給与収入(年末調整済み)のほかに、20万円以下の所得がある人などです。
- * 令和2年1月1日現在で五所川原市に住所がない人は、お住まいであった市区町村へお問い合わせください。

2. 申告をしないと様々な不利益が生じることがあります

- 公営住宅の更新等、様々な手続きに必要となる所得課税証明書が発行されない。
 - 市民税・県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が正しく計算されない。
 - 国民年金保険料の免除申請等、各種申請ができない。
 - 高額療養費の自己負担限度額の決定と限度額認定証の区分が正しく判定されない。
- ◎令和元年中に収入がなかった方や非課税となる方でも、下記にあてはまる方は、申告が必要です。

- ◇国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等に加入している方
 - ◇遺族年金、障害者年金等の非課税収入のみの方で誰の扶養にもなっていない方
 - ◇扶養認定等の申請のため所得課税証明書が必要な方
 - ◇五所川原市外に住民登録されている方の税法上の扶養親族になっている方
 - ◇前年に収入がなく、誰の扶養にもなっていない方
- *生活保護を受給されている方でも、公営住宅の手続等が必要な方は、申告をする必要があります。

3. 申告にあたってのお願い

申告手続きには、マイナンバーが必要です

申告手続きには、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと身元確認書類（運転免許証など）の提示が毎年必要となります。また控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者のマイナンバーも必要ですので忘れずにお持ちください（これらの方の身元確認書類は不要です）。



利用者識別番号が必要になります

今年度より、市で受付した確定申告書は電子申告により税務署へ提出することになりました。これに伴い、申告の際、電子申告が初めての方に限り、電子申告用の「利用者識別番号」を取得していただくこととなります。すでに「利用者識別番号」をお持ちの方は、番号が分かる書類（税務署からの申告案内ハガキなど）を持参してください。



4. 申告の際に必要なもの

【共通して必要なもの】

必要書類	備考
はんこ	スタンプ印は使用できません。
マイナンバー	申告者・控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者のものがが必要です。
通帳	申告者名義のものに限ります。
各種書類	以下の表を確認してください。

【所得の計算に必要なもの】

所得の種類	必要書類
所得なし	・必要書類はありません
給与所得 公的年金	・源泉徴収票の原本（複数ある場合は全て必要です。） （給与等支払者から発行されない場合は支払証明書や明細書等）
営業等所得 農業所得 不動産所得	◆収入について詳しく分かるもの ・売買仕切書、精算書、販売・売上金額が分かる帳簿類、通帳等 ・賃貸借に関する契約書、入金が確認できる通帳等 ・経営所得安定対策交付金等に関する通知書、入金が確認できる通帳等（通帳は、R1.12.31までの内容を事前に記帳しておいてください） ◆支出（必要経費）について詳しく分かるもの ・各種事業に関する諸経費の領収書、精算書、帳簿、納税通知書等
一時所得	・保険の一時金や満期返戻金の受取通知書等
譲渡所得	・売買契約書、（譲渡資産を）取得した時の領収書 ・（収用・あっせん等の場合）特別控除証明書
雑所得	・シルバー人材センターの配分金支払証明書 ・個人年金保険を年金形式で受け取った場合の支払証明書 ・原稿料や公演料等の支払調書や入金が確認できる通帳等

【控除の計算に必要なもの】

控除種目	必要書類
医療費控除	令和元年中に支払った控除対象の領収書、医療費通知や医療費控除の明細書等（保険給付金や高額療養費の支給があった場合は、その金額の分かるもの）
社会保険料控除	令和元年中に支払った国民健康保険税や国民年金保険料等の領収書
生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社が発行する保険料控除証明書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書
寄附金控除	寄附先が発行する受領証明書や領収書
雑損控除	令和元年中に災害等により支出した金額が分かる領収書

5. 申告にあたってのご注意

営業等・農業・不動産所得の申告をする場合

経費対象となる領収書等は、科目ごとに仕分けをして、それぞれの合計額を計算した上で持参してください。仕分けがお済みでない方は、ご自身で仕分けや計算をしてから受付することになります。

【注意】 令和元年10月1日より、消費税率が10%に引き上げられました。これに伴い、経費対象となる領収書は科目ごと・税率ごとに区分し、計算した上でご持参ください。

医療費控除を申告をする場合

控除対象となる医療費（医薬品購入費）について、医療を受けた人ごとに、合計額を計算した上で持参してください。



ふるさと納税ワンストップ特例を申請した場合

ふるさと納税ワンストップ特例を申請した人は、改めて申告をする必要はありません。ただし、医療費控除の追加などで、確定申告や市民税・県民税の申告をする場合は、ふるさと納税分も含めて申告する必要がありますので、寄附金の領収書を全てお持ちください。

『公的年金等の源泉徴収票』について

【問】 国保年金課 内線 2343 弘前年金事務所 Tel0172-27-1339

令和元年中に国民年金、厚生年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受けとられた皆さんに、令和元年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「令和元年分公的年金等の源泉徴収票」が、1月中に日本年金機構から送付されます（障害年金や遺族年金は非課税所得のため送付されません）。

所得税等の確定申告の際の添付書類等として必要となりますので、大切に保管してください。

『障害控除対象者認定書』の交付について

【問】 介護福祉課 内線2443

納税者自身または控除対象配偶者や扶養親族が次の要件に該当する場合、市が交付する「障害者控除対象者認定書」によって一定の所得控除（所得税および住民税）を受けることができます。

【対象となる要件】

満65歳以上で、介護保険要介護認定（要支援1・2を除く）を受けている方や6カ月以上ねたきりの状態にある方。

* 身体障害者手帳、愛護手帳をお持ちの方は、それらの手帳により、この認定書がなくても控除を受けることができます。ただし、身体障害者手帳（身体障害者3～6級）等ですでに控除を受けている方でも、介護保険における要介護状態区分が要介護4または要介護5と認定されている方は、この認定書により特別障害者として控除を受けることができます。

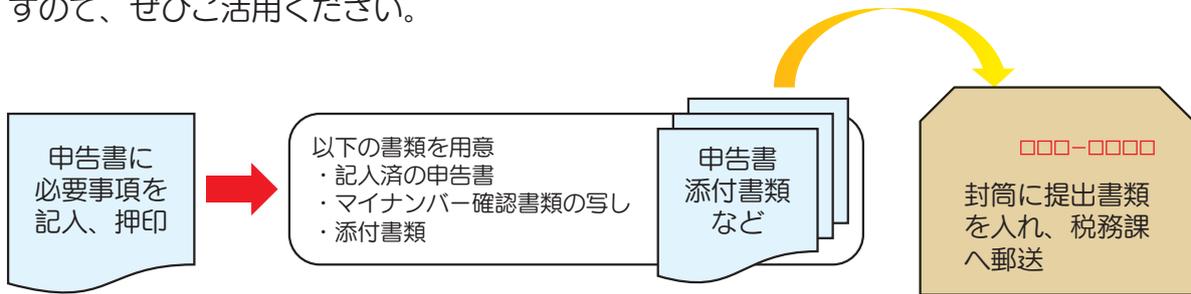
【交付を受けるには】

障害者控除対象者認定申請書に必要事項を記入の上、対象者の方の介護保険被保険者証（写し可）、申請者の方の身元確認書類（運転免許証など）および印鑑を持参し、介護福祉課または各総合支所総合窓口係へお申し込みください。なお、申請書（様式第1号）は各窓口および市ホームページから入手できます。「障害者控除対象者認定書」は、後日、申請者に郵送します。

6. 郵送申告について

申告会場での申告受付は、長時間お待ちいただくことが予想されます。

ご自身で申告書を作成し提出することで、申告にかかる時間を短縮することができますので、ぜひご活用ください。



* 郵送された書類は返却しません。申告書の控えが必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封の上、ご請求ください。

7. 自書申告ご協力のお願い

- 自書申告（申告者が自ら申告書を作成し提出すること）により、順番待ちや申告受付にかかる時間を短縮することができます。毎年申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただいていますので、自書申告へのご協力をよろしくお願いいたします。
 - 前年度に市民税・県民税申告をした方のうち、非課税収入または市外に居住する者の被扶養者となっている方へ、市民税・県民税申告書を1月下旬に送付しています。対象の方は、記入例をご覧ください、できる限り自書申告してくださるようお願いいたします。
 - 市民税・県民税申告書が送付されない方でも、申告書をご自身で作成できる方は、郵送申告または各申告会場への持参による受付をしています。
 - 自書申告する場合は、必ず連絡先を記入してください。
- * 市民税・県民税申告書は市ホームページからダウンロードできるほか、税務課・各総合支所に備え付けています。



8. 申告受付会場について

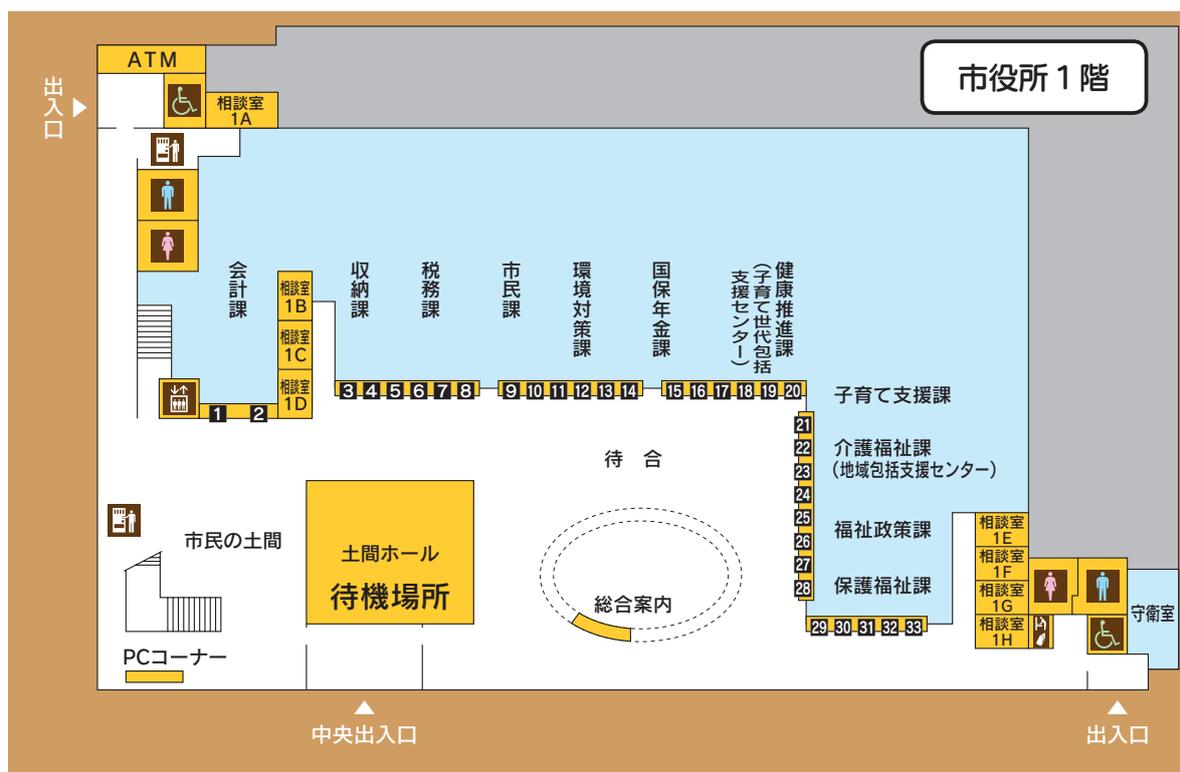
【五所川原地区】

平日・休日で受付場所が異なります。平日は市役所2階談話コーナーで受付しますが、休日は1階窓口で受付します。

休日の申告会場

中央出入口（正面玄関）は、**8:30に開場**します。

準備が整い次第、係員が順番にお呼びしますので、土間ホールでお待ちください。
（寒さが厳しい時期ですので、早く来て外で待つのは控えてください。）



- 駐車場の台数に限りがあります。混雑緩和のため、乗り合わせや公共交通機関を利用するなど、ご理解とご協力をお願いします。
- 申告相談で来庁された方は、駐車券の無料処理を行いますので、忘れずに駐車券をお持ちください。

【金木地区】

今年の受付会場が、**金木公民館**へ変更となります

変更前	変更後
金木総合支所 3階 大会議室	金木公民館 大会議室 (和室)



9. 市民税・県民税申告相談日程表

【五所川原地区】

各会場、受付終了時間の30分前までにお越しください。時間外は受付できません。

地区	月	日	会 場	対 象 区 域	受付時間	
三 好	2.4	火	コミュニティセンター三好	藻川	9:20 ～ 15:00	
	2.5	水		高瀬・鶴ヶ岡		
中 川	2.6	木	コミュニティセンター中川	種井・長橋藤島・川山・沖飯詰・桜田		
毘沙門	2.7	金	毘沙門・長富 コミュニティセンター	長富		
	2.10	月		毘沙門		
飯 詰	2.12	水	コミュニティセンター飯詰	橋下・下岩崎		
	2.13	木		橋上		
長 橋	2.14	金	コミュニティセンター長橋	神山・松野木		
	2.17	月		福山・豊成・野里・戸沢		
七 和	2.18	火	コミュニティセンター七和	高野・持子沢・前田野目		
	2.19	水		原子・俵元・羽野木沢		
梅 沢	2.20	木	梅沢コミュニティセンター	梅田・中泉		
栄	2.21	金	五所川原市役所 2階 談話コーナー ※休日は市役所1階で受付を行います。	みどり町一丁目～二丁目・浅井・姥蒔		9:00 ～ 16:00
全地区	2.23	日		全地区（金木地区・市浦地区を含む）		
栄	2.25	火		みどり町三丁目～四丁目・広田		
	2.26	水		みどり町五丁目～六丁目・稲実		
	2.27	木		みどり町七丁目～八丁目・七ツ館		
松 島	2.28	金		一野坪・太刀打・米田		
	3.2	月		水野尾・唐笠柳・金山		
	3.3	火		吹畑・石岡・漆川		
本 庁	3.4	水		栄町・田町・元町・中央一丁目～四丁目		
	3.5	木		蓮沼・不魚住・中央五丁目～六丁目・湊		
	3.6	金		鎌谷町・弥生町・松島一丁目～四丁目		
全地区	3.8	日		全地区（金木地区・市浦地区を含む）		
本 庁	3.9	月		烏森・新町・松島町五丁目～八丁目		
	3.10	火		一ツ谷・本町・布屋町・東町		
	3.11	水		柳町・岩木町・川端町・大町・旭町・寺町・柏原町・錦町・小曲		
	3.12	木		敷島町・雛田・上平井町・中平井町・幾島町・末広町・長橋橋元		
	3.13	金		下平井町・幾世森・若葉		
	3.16	月		新宮町・蘇鉄・芭蕉・新宮岡田・新宮松元・田川・長橋広野		

* 例年、各会場の初日と日曜日および午前中は大変混雑します。
申告にお越しの際は、お時間にゆとりをもってお越しください。

【金木地区】

会場…金木公民館 大会議室（和室）

時間…9:00～15:00

地区	月日	対象区域
金木	2.13 木	大東ヶ丘・金木団地
	2.14 金	本町・栄町・小川町・米町・三軒町・北新町・南新町・川端町
	2.17 月	上山道町・中山道町・下山道町
	2.18 火	昭和町・美晴町・さくら団地
	2.19 水	芦野町・浦町・田町・寺町
	2.20 木	朝日町・神明町・新富町
	2.21 金	若松町・見崎町・芦野団地
	2.25 火	上宇田野・下宇田野・林下
	2.26 水	湯の川・向道・女坂・藤枝
	2.27 木	沢部・蒔田・神原
喜良市	2.28 金	上柏木町・下柏木町・下町・川端町
	3.2 月	上派立・下派立・双葉町
	3.3 火	林町・野崎・北本町・南本町
	3.4 水	東岩見町・西岩見町・更生
嘉瀬	3.5 木	上古町・下古町
	3.6 金	後町・畑中・冷水・本町
	3.9 月	上小栗崎・中小栗崎・下小栗崎
	3.10 火	上派立・中派立・下派立
	3.11 水	上鍛冶町・下鍛冶町・新堤町
	3.12 木	上新町・下新町・新誠町
	3.13 金	上昭和町・下昭和町・車町
	3.16 月	上中柏木・下中柏木・東町

【市浦地区】

会場…市浦総合支所 図書館分館

時間…9:00～15:00

地区	月日	対象区域
磯松	2.21 金	磯松
	2.25 火	
脇元	2.26 水	上脇元
	2.27 木	下脇元
	2.28 金	脇元全地区
十三	3.2 月	十三山子・十三仲の町
	3.3 火	十三まち
	3.4 水	十三全地区
太田 桂川	3.5 木	太田・桂川
	3.6 金	
相内	3.9 月	相内第一
	3.10 火	相内第二
	3.11 水	相内第三
	3.12 木	相内北
全地区	3.13 金	相内全地区
	3.16 月	全地区

* 指定日以外の会場でも申告できますが、混雑緩和のため、できるだけ指定日に申告してください。
 なお、都合の悪い場合は、期間内の開設している会場にお越しくください。事前の連絡は不要です。

お問い合わせ先・申告書送付先

代表：35-2111

税務課 市民税係 内線2252・2253

金木総合支所総合窓口係

内線3114・3115

市浦総合支所総合窓口係

内線4014・4055

郵送申告の送付先

〒037-8686

五所川原市字布屋町41番地1

五所川原市役所 財政部税務課

市民税係 宛

* 申告期間中は電話がつながりにくくなっています。担当者不在のため、夜間の折り返しとなる場合もありますのでご了承ください。